

同和教育の基礎理論

西元宗助

序論

民主主義が高唱され、わが國社會の民主化が思想において行動において云々思われてゐるにもかかわらず、わが同胞の一部に對する因襲的偏見—賤視觀念は不幸にして未だに解消されてはいない。特にこのようないわれなき賤視の對象となる地區を多く含む近畿地方においては、今日においてもなお屢々差別問題を惹起している。しかも注目すべきことは、

露呈せる差別事象は、あたかも冰山の一角の海上に露出せるにひとしいもので、所謂差別問題として社會的に露呈しない潛在的なるものは海面下の大冰山の如く、我々の生活周邊に、測り知れないほどに存することである。そして何よりも想うべきことは、そのために全國推定二百萬以上の同胞がいわれなき偏見蔑視の重壓下に呻吟していることである。

ともあれ、差別問題の本質が極めて根深く、それだけに問題の解決を一層困難ならしめているものがあるが、併し又それであればこそ、今日の時代において、われわれが全力を傾倒して、問題の本質と解決の方途

を明かにしなければならない責務がある。

私は論旨をすすめていくために、まず世間の有識者間に流通している意見を逐次とりあげて、これを論評するという形をとりながら、われわれの立場を明かにしていきたいと思う。

一

第一は、部落問題はもはや過去の問題であつて、近い將來において自然に解消するという極めて樂觀的な論である。この論者の殆ど凡ては、この問題に對して傍観者的立場の人か、象牙の塔に立てこもる書齋人であつて、いうまでもなく、その多くは地區の現實に對する無理解からきている。

然らば、これらの人達はどのように無理解であるのか、そのことを明かにするために、そのいわんとするところを聽こう。論者はいう、明治四年八月の穢多非人解放令によつて彼らは既に法的に身分を解放されて

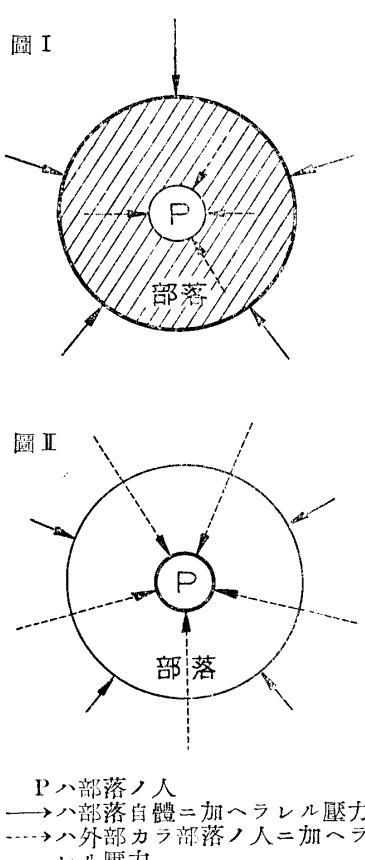
いる、なるほど、その後も幾多の摩擦があつたであらうが、差別は漸次に解消し、特に戦後の民主主義はこれが解決に拍車をかけている。この調子でいくならば問題は必ず解消するであらう、随つて、今さら平地に波瀾をまき起すような部落運動や、寢た子を起すような同和教育をやらなくともよいではないかといふのである。この主張のうちには部分的には首肯すべき點もある。しかし論者には根本的な認識不足があつて、明治四年の身分解放令がたんに法的に名目的に彼らを解放したのにとどまり、實質的にいまだ彼らを解放していない現実を知らない。

そもそも解放令のてるや、彼らは永年の桎梏を斷ちえたものとして聖代を謳歌したのであるが、その喜悅の大であつただけに、解放令後の冷厳なる現實は彼らを失望せしめ、失望は次第に忿懣となつた、まことにエタ非人の名は消えても賤視と侮蔑は舊態同様であつたから。それのみではない。從來部落産業として彼らの獨占に委ねられてきた皮革關係の事業も、解放令の結果として最早彼らの獨占は許されなくなつた。かく一般資本がこの方面にも進出し、彼等の生業を奪いはじめた。而も新職業への進出は、社會の偏見と當時の彼らの無學無教養の故に殆ど不可能で、彼らは必然に零細なる下請的職人や小作人や、日傭労働者に顛落せざるをえなかつた。このようにして、荊棘の道は解放令後に於て、却つてその苛酷さをましたともいえる。即ち明治四年の解放令は地區民にとつて實質的解放を意味しなかつただけではなく、却つて形式的解放令の故に、その生活を悪化せしめて未解放感を切實ならしめた嫌いがある。

いま少しく、この間の社會心理的事實を敷衍しよう。解放令前の地區

然として牢獄にとぢこめられ、而も從來の呼欵わしに従つて、なお囚人と呼ばれるならば、その憤激その焦燥は如何であろうか。これ現代地區の心理的現実であるが、私はさらにクルト・レヴィンの所説^{註一}を援用することによつて、地區民の被壓迫感が解放令以前に比して減じないどころか、却つて増大している面のあることを明かにしておきたい。

解放令以前は、地區民は一定の限られた土地に集團生活を行つて、I圖に示すように、いはば一種の防壁のうち側に住んでいた。彼らはこの



防壁の外に脱出することは出来ないが、しかしこの防壁のために、外部の壓迫から保護されて、地區を生活空間として住む彼らは案外に氣樂であつた。しかし、解放令後の彼らもはや、そうではない。解放令はそ

の防壁を弱化せしめた、居住地の制限も撤廃され、彼らは欲するならば地區外に出ることも自由となつた。その上に近代社會における經濟生活の複雜化とコミュニケイションの發達は、彼らをして外部社會との接觸なしには、殆ど一日も生活することを出來なくせしめた。もとよりこのような生活空間の擴大は喜ぶべき現象で、これによつて地區は閉鎖社

會より開放社會へと移行しつつあるわけであるが、ただ留意すべきことは、一般社會の無理解と差別・偏見のためにII圖に示すように彼らは個人としては却つて被壓迫感（重壓）を尋々と身に感ずる場合の多いことである。

以上、私は地區民がいまだに實質的に解放されたとはいひ難く、却つて被壓迫感を切實にしている所以をのべた。そしてわれわれの同胞二百萬がこのような故なき差別のゆえに呻吟していることは、われわれ日本人全體の責任であり問題である所以を明かにしようとした。まことに部落問題は過去的な問題ではない、戰後の今日においてもなお、このように我國における最も深刻な問題の一つなのである。

第二に、一部の識者の考えることは、部落問題は要するに地區の分散疎開によつて解決されるべきであつて、現在のように彼らが好んで群居生活を營む限りにおいて、問題は解決され難いとする説である。この説には傾聽すべきものもあるが、併し實際問題としては分散ということが言うべくして行われ難く、行われえたとしても、それだけでは問題が依然として残り、部落問題を根本的に解決しえないということである。

まず地區の分散が行われるためには、如何なる條件を必要とするであらうか、すくなくとも移住先における獨立生活の可能性と最低限度の經濟生活の保障がなされなければならない。もし、このような移住先における獨立生活の保障のない場合には、地區民が移住を欲しないのは當然で、そのような無計劃な分散論に對して地區民は一顧だにしない。

分散疎開せしめようとする以上は、すくなくとも既述したような職業

生活の保障がなければならない。この條件を考慮にいれるときは、分散ということは、そう容易ではない、而も注目すべきことは万一、分散移住したとしても、依然として世間の冷い差別のつきまとおうとすること、それは地區出身の有識者や富裕者に多い藤村の『破戒』に出てくる

“丑松”的な所謂マージナル・マン^{註二}

實はこのよう公式的な部落解放理論のレールは既に大正十年、佐野學氏の「特殊部落解放論」(雑誌「解放」七月號)によつて敷かれ、日本全國水平社の第五回全國大會の綱領にその片鱗が覗われたが、戰後においては更に發展的に繼承され、特に最近の唯物史觀の立場よりの部落研究の成果は有力なる理論的支柱となつてゐる。そして、このよう思想的立場にたつ、若しくは、影響下にある同和教育論者が、屢々同和教育とい名稱を以て微温不徹底であると主張するのも、また政治性を帶びようとするのも、以上の解放理論に照合して當然の歸結であるかと思われる。

さて、戰後の同和教育論は多かれ少なかれ、そして、よかれあしかれ、右のような部落解放理論に影響されているのであるが、われわれはこのような部落解放論をどのように考えるか。

まず問題とするべきは、右の論者が貧困を以つて部落差別の唯一の根本原因であるかのように考へてゐる點であつて、もとより貧困は差別を助長せしめ或は再生産せしめる最も有力なる因素とはならうが、併し決して唯一の原因ではない。確かに貧困の故に、衣食住の條件は悪く、教養には恵まれず、隨つて就職條件も悪く、惡循環的に貧困より脱却出来ず、更に差別は疊加されるが、また差別されるが故に職業の機會と條件には恵まれずしていよいよ貧困に陥つていく、そしてその貧困は更に新なる差別を招く。それだけではない、過去數百年からの冷酷なる差別的重壓は、地區民の生活を抑壓して文化的低位性を招來し、文化的低位性による教養の缺乏は貧困と差別を疊加している。しかも貧困と差別は地區の文化的低位性をさらに深める。

このように差別と貧困と文化的低位性はミルダールが指摘するように

相互に因となり果となるところの相互依存的因果關係にあるものであつて、したがつて、地區問題の解決はその一つ一つの因素を改善して、その悪循環を断ち切ることのほかにその方途はない筈である。それをそら考観ないで、經濟的貧困を唯一の根本原因であるかのように考観るのは、事態に對する認識不足であるか、または公式的革命論の陥り易い病弊の露呈にすぎないであらう。

第二の問題點は、地區についての差別意識が、その本源を因襲的な禁忌的謬見に發し乍ら、それに世情の差別的偏見のからまつてゐるものであることを無視して、單純に差別意識として捉えようとするところにある。

世情という差別意識とは、例えばAは役所の局長であるが、Bは日傭労働者にすぎないというような社會的地位等より來る差別偏見で、隨つてこの場合は、低い社會的地位の相手を輕視するという程度であつて賤視とはいひ難い。ところが、地區の場合はことなる。地區出の人人がたどり局長になつても、依然としてつきまとおうとするもの、しかもそれはその人をどこまでも賤視しようとするところのもので、これを私は禁忌的謬見といふ。

部落問題の核心はこのよう禁忌的謬見に根ざしているのであるから、經濟的貧困が地區差別の唯一の根本原因であるかのような論者の主張はこの點からも當を失している。したがつて、また地區の生活實態をただ經濟及文化の低位性としてスラム的に把握しようとするのは不十分であつて、禁忌的謬見と對應してきたところの地區の生活様式の特異性の殘存も同時に問題にされなければならない。ともすると人々は地區を

スラムと混同視しようとするが、しかし地區には本來、所謂スラムとは異つた集團の性格と生活様式があるのである。^{註三}

第三の問題は、地區の貧困なる生活が差別行政の所産であるという主張に對してであつて、この主張は部落解放のための戰術的表現としての意義はあるであらうが、しかし嚴密には正鵠をえたものとはいひ難い。

もとより部落生成の歴史に徴しても、地區の生活實態が過去における壓制的差別行政の然らしめるところによるもののは事實である。しかし戦後の國家及地方公共團體の凡ての行政が、ことさらに部落に對して差別的であつた又はあるといふのであるとすれば、それはいいすぎともうべきであらう。

もつとも、このように反駁はするが、資本主義的社會機構の性格上、勤勞者農民に對する施策の不徹底であり、隨つて勤勞階級を多く含む地區に對する施策に妥當性の缺くことのあるのは十分に豫見しうるところである。しかし、われわれが民主社會の立場を維持すことに努力する限りにおいて、現實が悉く差別行政であるといふことはありえない。この現實を無視して、悉くが差別行政であると斷定しようとするのは、社會變革そのものを目的とする黨派的戰術的立場であるといふ外はないであろう。

これを要するに、部落問題の本質は禁忌的謬見に基く封建的身分關係の因襲的殘存とこれに對應するところの貧困なる生活實態の問題であつて、直接的には近代社會における階級問題ではない。ただ貧困の問題が深くからんでいるために、特にスラム化した都市の地區にては階級問題化しつつあることは事實であるが、しかし、それがここでいう部落問題

の本質ではないことは前言の通りである。而して、このよだな部落問題を社會變革によつて一舉に解決しうるかのように考えることの如何に觀念的であるかはいうまでもなく、現にソヴェトロシアにおいて今もなおユダヤ人問題の殘存しているに徴しても明かであらう。

註一 Myrdal: An American Dilemma p. 70

二 ibid: The theory of the Vicious Circle p. 75

三 地區とスラムを比較對照すれば次のようなになるかと思う、尤もこれは便宜上の假定圖である。

	同和地區	スラム街
集團の性格	閉鎖的な生活共同體である Gemeinschaftlich 封建的、因襲的、相互扶助的、凝集的、(その限りにおいて農山村的性格をとる。)先祖代々一定の土地に定着し、人口移動が激しく、土地家屋を私有するものが多い。 Resentiment と Inferiority Complex が表裏して、被抑壓者の斗争集團的性格を有する。	都市的な個の集合體である Gesellschaftlich 都市的性格を有する。 前者に比して個人主義的、分散的。 定着性に乏しく、人口移動があり土地家屋の私有が稀である。 Inferiority Complex はあるが Resentiment は前者ほどに深刻ではない? またはその内容を異にする。
貧富	概して貧困ではあるが、併し上中の階層を含んでいる	凡て同一の貧困階層である
生活様式	衣食住の慣習に特異な點(場合)がある 宗教がほぼ一定し(淨土真宗)信仰心に篤い。 職業はその職種が從來は一定し偏つてゐる。	普通である。 宗教は雜多で而も無信仰者が多い。 職業は雜多である
	通婚が困難 就職が困難	前者のようなことがない。

三

以上の諸説と關連して、今さら寝た子を起すような同和教育をやる必要はない、それよりも民主主義教育そのものに徹底することが肝要であるという論が世間に有力である。これらの論は、その主張の背後にある立場の如何によつて、主張の力點と論調に相違があるが、ここでは當面の寝た子を起すなという見解と民主主義に徹底すればという主張について論じようと思う。

先ず最初の、寝た子を起すなという見解は、常識的な一應尤もな論であるだけに極めて根強い一部の世論である。この立場の主張せんとする

ところは、差別問題は今日漸く減少し、或は殆ど解消している状態であつて、このような現状であるところにわざわざ部落問題を提起して、こうさらに同和教育を行おうとするのは、差別をなくそうとする善意にもかかわらず結果としては却つて差別意識をかきたてるようなもので、そのような寝ている子を無理やりに起すようなお節介な教育を今更しなくてもよいではないかといふのである。而もこののような主張は地區出の、とにかく比較的富裕なものにおいても切實で、以上のような言に附加して、今さら古傷をあばくようなことをしてくれるな、といふ。さて、このようないい主張に對して、われわれはどういうに考へればよいのであらうか。

同和教育においては、後述するように、(一)部落を含む地域と(二)部落を含まぬが部落に隣接する地域と(三)部落より隔絶せる地域とによつて、その教育方法を多少異にせねばならぬが、併し近畿地方を中心とする西日本の大部は、これを同和教育の上からみれば以上の(一)乃至(二)に該當し、

近畿地方の調査によれば、部落に關する賤稱語を小學校五・六年より中學校一・二年にかけての殆ど大部分の一般兒童生徒が知り、成人になると例外なく知悉することが明かにされている。^{註一}

このように、近畿地方を中心とする西日本においては、地區問題に關する限り、たとえ寝た子であつたとしても必ず早晚は目ざめるときのある子供である。而もその場合の氣づき方は、その多くが因習を媒介とするものだけに、禁忌的偏見に充ちたものであることは當然予想しうるところであつて、それだけに、このような現状を放置しては、部落問題の解決されうべくもないことはいうまでもない。

なお、寝た子を起すなという論は地区にても有力で而もその主張者は概して地区の富裕な有力者であることをのべたが、これらの人達はさきにも述べたように、地区より逃避したいというマージナル・マン的性向を有するのであるから、このような立場にたつ限り、部落運動にも亦同和教育に對しても消極的になるのは當然の心理的歸結であろう。併し乍ら、地区子弟は、たとい親や周囲のものが地区に關する世間の偏見を子弟に打明けなくとも、われわれが目下調査中の地区民を對象とする差別意識調査によれば、^{註二}平均満十二才前後で氣づくのであり、どんなに遅くとも結婚年令に入ると氣づく。而もそれは多くの場合、好ましくない狀態においてである。このように、ここにも亦、「寝た子を起すな」という言葉の實際には無意味であることが明かである。而もあとで地区子弟の教育において論ずるよう、この場合には、ながく寝せておくことは睡眼の場合とは異つて決して好ましくはない。

次には、以上と關連して、寧ろ民主教育そのものを徹底せしめるべき

であつて、特に同和教育として行う必要はないのではないかという有力なる意見がある。

そもそも同和教育が民主主義を基盤とし、民主教育の一環として行わるべきことはいうまでもない。随つて民主教育に徹底すれば自ら同和教育も亦そのうちに包含具現さるべきことも道理としては正しい。しかし問題は、たんに民主教育という名目による實踐によつては、その廣汎なる領域のうちにこの問題の核心が見失われ又はボカされ、現下の地区問題の因襲的特異性とそれに基く複雑さが、輕視又は無視される危険性のあることである。さきにもあげたように、(一)地区問題における差別意識というものは通念としての差別觀念によるだけではなく、牢固たる禁忌的謬見に基くものだけに、(二)而も地区自體に文化と經濟の低位性と生活様式のことなれるものが存する限り、このような現實を輕視して、若し、同和教育を不用意に民主教育のうちに解消せしめて了うならば、このようないく地区問題の本質と問題點を見失うて、結局、いつまでたつてもこれに對する拔本寒源的療法をなしえないことになる。そして、ここにこそ、近畿地方のように地区を含み現在もなお幾多の差別事件をはらむ地方において、民主教育の基盤に立ち乍ら、敢えて同和教育を行わなければならぬ根據がある。

(一)の同和教育は各種の公私教育機關の主宰するところのもので、一般及び地区を對象として、學校教育及び社會教育を通じて行う基本的人權の尊重と差別觀念の拂拭を直接目的とし乍ら、民主的人間の形成を意圖するものである。

(二)の同和事業は(1)地区の不良住宅改善、道路開通、下水溝布設等による環境改善、(2)生活保護法の適用、職業補導、隣保館及保健所活動等による民生活動、(3)その他、であつて、政府並に地方自治體關係が主宰して近畿各府縣の同和教育關係者との協力をえて日下調査中のもの、詳細については近く發表の豫定。

四

以上、同和教育をめぐる諸問題とその背景を明かにすることによつて、同和教育の存在理由を明かにしたのであるが、次いで、われわれは部落解放の方途を問題にして、それにおいて占めるべき同和教育の位置と役割を明かにしたいと思う。

そもそも社會の一部の人々の差別意識を深めている地区の生活實態とは何であるか、これをわれわれは地区の集團的貧困と文化の低位性と生活様式の特異性に^{註一}分析して把握する。而して、このような地区の生活を生みだしたものを探求すれば、彼ら自身の責任に歸すべきものもあるかも知れないが、しかしその多くはかつての社會の差別行政と差別待遇による。そして、それらが地区の生活をうみ、地区の生活は差別を再生産するというように、諸種の事象が因となり果となつて、ミルダールのいふ悪循環をなしているのであるが、既述のように、この悪循環を斷ち切るために、その一つ一つの因素を改善しなければならぬ。そして、ここにこそ、われわれが部落解放の方途として、(一)教育面からの同和教育と(二)社會事業面からの同和事業(行政)と(三)社會運動としての部落解放運動の三者を併せ考える所以である。

(一)の同和教育は各種の公私教育機關の主宰するところのもので、一般及び地区を對象として、學校教育及び社會教育を通じて行う基本的人權の尊重と差別觀念の拂拭を直接目的とし乍ら、民主的人間の形成を意圖するものである。

(二)の同和事業は(1)地区の不良住宅改善、道路開通、下水溝布設等による環境改善、(2)生活保護法の適用、職業補導、隣保館及保健所活動等による民生活動、(3)その他、であつて、政府並に地方自治體關係が主宰

註一 昭和二八年度『同和教育資料』京都市同和教育研究會調査及び和歌山市河西プロックの兒童生徒調査參照

し、その意圖するところは、地區の經濟的文化的環象と生活の改善にあり、場合によると政治的結社として、政治的社會運動の色彩を帶びる。

(三)の部落解放運動は主として民間諸團體による社會運動の形式をとり、而して、この三者は上來述べたことによつて明かなように、それぞれの立場より協力して實踐せられることによつて、はじめてその目的達成に一步前進しうるのであつて、隨つて同和教育によつて、この問題が萬事解決せられると考えることの事態に對する認識不足であることは、同和事業や部落解放の社會運動だけによつて、この問題を解決しようと考えると同様である。

同和教育の課題

以上によつて、明かなように、同和教育は學校教育と社會教育を通じて、一般に對しては禁忌的謬見を含む差別偏見の打破と、地區に對しては卑下感と憤懣心の克服による自他の人格尊重と生活文化の向上を直接目的とし、よりよい社會を建設しうるような民主的人間の育成を意圖するものである。したがつて同和教育は舊來の融和教育—それは地區に對する一般の同情と理解によつて成立し、主として差別的偏見の拂拭に努力するもの—とは異なるものがある。即ち同じく差別的偏見の克服に努力し乍らも、同和教育は(一)確固たる民主教育の基盤にたつて、民主的人間の育成を意圖すると共に(二)差別意識を再生産せしめるような地區生活の改善に教育の立場から直接間接に協力するものである。

しかし、このように區別はするが、從來の融和教育の功績を無視して、觀念的であつてなんらの效果もなかつといふのは、その歴史的業績

をあまりにも無視したもので、その功罪は、一部の所謂進歩的解放教育論者がともすれば階級斗争の公式理論を振り廻し、却つてイデオロギー(觀念)教育に墮し、脚下の教育實踐を輕視しているのよりはむしろ着實であつたともいえる。

なお同和教育の實施については先にあげた「寢た子を起すな」という非難に省みても、尠くとも、寢ざめの悪い起し方をしないという教育的配慮が肝要であつて、而もそこには教師の“人間”としてのあり方の問題が背景にある。併に、同和教育をうけた青年のうちに、その教育を回顧して、後味の悪いものであつたと述べているものがあるが、その理由を追求してみると、その擔當教師の非民主性、例えば金持の子供を偏愛するような傾向とか作業員等を見下す横柄な態度等が指摘されてゐる。

次に、われわれは(一)一般を對象とする場合と、(二)地區を對象とする場合とに分つて、同和教育の課題點を明かにしたいと思う。

I 一般を對象とする同和教育

一般を對象とする同和教育においては、先ず同和教育を實施する被教育者の發達年令と地域(學區)の性格が考慮される。とくに、その地域が(イ)地區を含んでいる場合(II)地區を含まない周邊地帶の場合、(III)地區より隔絶せる場合によつて、自ら同和教育の性格を異にし、隨つて又その具體的方法を異にするところがなければならない。

(I) 地區を含んでいる學區の場合は、その立場上、比較的に同和教育に對して熱意がもたれる。この場合の問題は、(一)あとで述べるように地區を對象とする同和教育を如何に行うかであり、(二)一般と地區との日常接

觸を通じて、如何に相互の理解を深めるかと云ふことで、したがつて、この場合、學校教育と社會教育との連携が切實な問題となる。

(iv) 地區を含まない周邊地帶の場合は、同和教育の切實感が多くの場合において乏しく而も地區についての偏見は意外にも深刻であるのが普通であるから、それだけに、最も問題の多い地域（學區）である。而も留意すべきことは、關西地方の殆ど凡ての地域がこれに該當しているとみなされるべきことで、それだけに同和教育が切實に要求せられる。而してこの場合における、さしあたつての問題點は——私のみるところでは如何にして同和問題についての正しい認識と温い理解を、凡ての學校教師と社會教育關係者にもつてもらうかという點にある。

(v) 地區より隔絶せる地方の場合といふのは、例えば北海道とか東北や關東地方の一部等を指すのであつて、これらの地方には、さきに指摘した地區についての禁忌的謬見も殆んどなく、あるのは唯だ一般的な差別的偏見であるから、民主教育のうちに同和教育が解消されるのは自然であらう。ただこの場合と雖も、今もなお禁忌的謬見が現存することを指摘し、その根據のないことを明白にしておくことが必要である。

II 地區を對象とする同和教育

地區を直接の對象とする教育を論ずるためにには、その前提として、地區の生活實態を明確にしておかなければならぬ。しかして地區の生活實態については、別に稿を新にして發表する予定であるので、ここでは地區教育の問題點をのべるにとどめたいと思う。

この場合、まず指摘したいことは、有識者等がともすると地區より逃避して地區を顧みない傾向のある反面に、一般よりの社會的落伍者が流

れ者として地區に流入し、特に都市の地區がスラム化しつつあることである。このことのうちに幾多の問題が示唆されているのであろうが、ここで地區の教育に關連していながら、このように、地區の有力者が逃避的なマージナル・マンとなる限りにおいて、地區の自覺的なる解放運動の起りようがないということである。このようなマージナル・マンは或は個人としてはある程度成功するかも知れない、併しレヴィンも指摘するように心理的には常に不安定で、他より露顯しないかという絶えざる不安と良心の苛責による憂愁がつきまとつてあらう。しかも注目すべきことは、このような成功者の輩出は部落問題の解決のために殆ど全く寄與するところがないことである。

よつて、われわれは地區の子弟に對しては、早期に地區民としての正しい自覺を與えることが是非とも必要であると考える。尤もさきにも述べたように、地區の人々のうちには、今さら寢た子を起すような教育をしてくるな、という要望があり、そのために、このような意味の教育が不徹底になり勝ちであるが、しかし、レヴィンがユダヤ人子弟の教育^{註三}に於て論ずるよう、それは所詮は却つて不親切であるといわねばならない。レヴィンは里子の教育を引用し、里子が満三才に達すれば、その關係を卒直に打明けて、而も親心をもつて愛育することが教育的に正しいと主張し、その反対に、若しその關係を打明けることなくして、その里子の成長した場合は、而も必ずなんらかの機會に於て里子はそのことを知る時が來るのであるが、その時の精神的ショックは深刻で、いわばその里子の立てる大地の崩壊するような衝動であることを指摘していわゆる。われわれはこのよな意味において、地區民としての自覺を與え

る教育は小學校卒業の前後において是非とも必要であると考える。特に、われわれの目下行いつつある差別意識の調査によつても、殆ど大部の地區子弟は満十二才になれば、地區出身であることを漠然と乍ら知るのであるから、このことに就いての正しい理解と覺悟を與えることは極めて必要な教育的配慮であろう。そして、自己及び自己の一家だけが地區より逃避することを考えない、たとい居住を地区より移しても、地区への所屬感 Feeling of belongingness をもち、地区をいわば運命協同體と考へて、そのために努力するような、そのような人間を形成することが、地区子弟の教育に於て最も肝要であると思われる。けだし、丑松的性格からは眞實の人格の形成される道理もなく、隨つてまた、部落解放のために獻身するような人間の育成されることもないからで、そして、それではいつまでたつても、地区の改革される道理がないからである。

われわれは地区子弟の教育においては、先ずこのよだな地区に就いての正しい理解と自覺の教育を根本とし、その基礎の上に、職業補導や生活文化の指導の必要を力説したい。

第二に指摘したいことは、地区全般の教養をたかめるための學校教育と社會教育との緊密なる協力體制の必要であつて、特にこの立場から看過し難い現象は地区子弟の義務教育就學率の一般に比して低い現象である。^(註四)これは固より貧困が最大の原因ではあるが、併し貧困が唯一の原因

ではなく、地区出身者への差別による就職機會の不均等による就學意欲の鈍化^(註五)と地区父兄の教育への無理解無關心も因となり果となつて、不就學及び長期缺席を深めていることが確められているだけに、この問題はまことに看過し難い。もとよりこの問題の根本的解決は、その原因が以上のようなものである限り、教育活動の限界を超えたるものがあり、ここにも同和事業と部落解放運動と内面的協力の必要を示唆しているが、しかし教育活動の分野においても、もし學校教育と社會教育が協力してこの問題にあたる限り、ある程度の改善は可能であろうと思われる。

註一 詳しくは拙稿「同和地區の生活實態」に於て論ずる豫定。

二 私の目下行にてある「差別意識調査」に現わたるもの。

三 K. Lewin: Resolving Social Conflicts, Part III Bringing up the Jewish Child.

四

京都全市の義務教育不就學率一・二%に對し地区は一二倍以上の一三・七%を示している。これを内譯すれば小學校は全市の〇・四六%に對し地区は六・五%，中學校は全市の二・八%に對して二八・七%の高率である。但し右は昭和二六年度の調査であつて、その後多少は改善されている。詳しく述べ、京都市民生局刊行「同和地區實態調査報告」及び部落問題研究所刊行「未解放地區の生活實態」参照のこと。

五

前掲「未解放地區の生活實態」なお部落問題研究所發行の雑誌『部落』並びに「未解放部落の社會講造」「部落の歴史と解放運動」その他の資料によるところの多いことを附記して謝意を表したい。